

## 県営農業用施設緊急改修事業実施要領

平成27年10月15日付け 農整第299号の2

令和4年6月21日付け 農整第337号

最終改正 令和5年5月26日付け 農整第314号

### 第1 趣旨

県営農業用施設緊急改修事業（以下、「本事業」という。）の実施に関しては、県営農業用施設緊急改修事業実施要綱（平成27年10月15日農整第299号、以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

### 第2 事業主体

要綱第2の事業主体は、本事業の調査、測量、設計及び試験、用地買収及び補償、工事実施、財産の譲与等一切を行うものとする。

### 第3 事業内容

本事業の事業内容は、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）に基づき分担金を徴収し県が施行、又は当該事業により造成した農業用の施設にあって、突発的事故が発生した県営造成施設の緊急的な補修補強並びに国営又は県営造成施設の用水確保緊急対策を行うものとし、対象とする案件は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、又は、土地改良施設突発事故復旧事業の対象となるものを除き、総事業費はおおむね2千万円以上（用水確保緊急対策は除く。）とする。

また、被災の恐れがある地域等の調査、その他知事が防災上特に緊急を要すると認める整備を行うものとする。

なお、本事業の調査は設置の主目的が防災対策とする施設を対象としている。一方で、県営ため池防災対策事業（平成28年10月19日付け農整第485号）は、施設設置の主目的が灌漑となるため池や農業用排水路などを調査対象としている。

### 第4 事業の実施要件

緊急的な補修又は改修は、突発的事故が発生し人的被害を防ぐ対策をおおむね単一年で実施しなければならない県営造成施設を対象とし、調査は突発的事故を未然に防止する必要がある地域等を対象とする。

- 2 用水確保緊急対策は、突発的事故が発生し大規模な農業被害を防ぐため、緊急的に取水対策を実施しなければならない国営又は県営造成施設を対象とする。

### 第5 事業の申請

要綱第4の市町村から知事への申請は、別記様式第1号、様式2号による。

- 2 知事の行う要綱第4第3項の通知は、別記様式第3号によるものとする。
- 3 知事の行う要綱第4第4項の承認は、参考様式第1号によるものとする。
- 4 その他知事が必要と認める書類。

### 第6 事業計画の変更

要綱第5第1項の工事計画の著しい変更とは、工種の新設、廃止とする。

- 2 知事の行う要綱第5の通知は、別記様式第4号、様式第5号による。

### 第7 事業に要する経費

予算の範囲内で、県100%とする。

### 第8 報告

要綱第8の報告は、事業を実施した各農林事務所長からの事業完了報告（別記様式7号）を受けた後、別記様式第6号によるものとする。

## 第9 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

### 附 則

1 この要領は、平成 27 年 10 月 15 日から施行する。

### 附 則

1 この要領は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。

### 附 則

1 この要領は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

### 附 則

1 この要領は、令和 4 年 6 月 21 日から施行する。

### 附 則

1 この要領は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。